

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年6月24日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（9名）

委員長	浅 川	のぼる
副委員長	沢 田	けいじ
理 事	宮 野	ゆみこ
理 事	宮 崎	こうき
理 事	白 石	英 行
理 事	岡 崎	義 顕
理 事	板 倉	美千代
委 員	千 田	恵美子
委 員	市 村	やすとし

4 欠席議員

な し

5 委員外議員

副 議 長	田 中	香 澄
-------	-----	-----

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
吉 田 雄 大	教育推進部長

川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
中 川 景 司	職員課長
熱 田 直 道	教育総務課長
山 岸 健	教育指導課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
係 員	眞 鍋 由起子
係 員	平 尾 和 香

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第24号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(2) その他

午後 4時20分 開会

○浅川委員長 それでは、文教委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですけれども、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、関連する理事者として、中川職員課長に御出席をいただいております。

○浅川委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですが、付託議案審査1件、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 それでは、早速ですが、付託議案審査1件。

議案第24号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 ただいま議題とされました、議案第24号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案集では、データ17から19ページに記載されております。改正内容につきましては、資料第1号を御覧ください。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、幼稚園教育職員の勤務に係る規定整備を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、資料第1号の2、新旧対照表により御説明いたします。

まず、3ページの下段を御覧ください。

第18条の3、子育て部分休業につきまして、子の要件に、その他規則で定める当該職員の子を追加し、1日の勤務時間の一部を承認するとされていた要件について、1日の勤務時間の全部又は一部を承認することに改めます。

続いて、4ページ下段から6ページを御覧ください。

第18条の6につきましては、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等の措置を定めます。

最後に、本条例の施行期日は、令和7年10月1日といたします。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員 働き方が個別にあり、また父親、母親の勤務時間の調整なども、それぞれの御家庭にあると思います。なので、部分休業の取り方のバリエーションが増えるのは、より働きやすくなる環境が充実すると思います。

それで、まず1つ目の質問は、会計年度職員は何時間以上勤務している方が対象になるのでしょうか。

もう一つ、子どもが就学したばかりで、小学校1年生のときに親の負担がさらに増すことは、多くの方が経験しています。会計年度任用職員にも育児と仕事の両立を図るため、満6歳までではなく、正規職員同様に12歳まで年齢を引き上げるので、男女ともに仕事と育児の両立の環境がよりよくなったと思います。この対象者ですね、12歳までのお子様がいる常勤職員、会計年度職員はそれぞれ何人でしょうか。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 まず、部分休業等を取得できる職員、会計年度任用職員というようなところでございますけれども、週の勤務日数が3日以上又は年間の勤務日数が121日以上あること、こちらがまず1つ条件となっております。さらに、1日の勤務時間が6時間15分以上であることというところで、これは第2号部分休業には適用はないんですが、第1号部分休業については、そのような形になっているというところでございます。

あと、対象となる人数ということなんですかね、ちょっと実際にどれだけの方が、正規職員もそうですけど、お子さんがというようなところを全てこちらで把握しているわけではございませんので、ただ、人数というところでいうと、昨年度、令和7年の3月31日時点で、会計年度任用職員の方で部分休業を取られていた方はお1人で、子育て部分休暇、これは4月1日から入った休暇になりますけれども、こちらが令和7年6月9日時点の数字で拾っていますけれども、3人の方が取られているという実績のほうは捉えているところでございます。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 幼稚園に関わる会計年度任用職員では、様々預かり等がいるんですけれども、そういった合計を合わせますと、約128名ぐらいの、今、会計年度の職員が在籍してございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 全体でですよ。12歳……。

（「全体です」と言う人あり）

○千田委員 全体で。だから、12歳以下のお子さんを持っていっぱやという事は把握してないということですよね。はい。分かりました。

それで、障害児特例で、これも18歳まで引き上がりましたので、障害児の保護者の方もより働きやすくなると思います。障害児特例というのは、どのような方を対象にするのか。例えば愛の手帳を持っているとか、障害者手帳を持っているとか、さらに愛の手帳何度とか障害者手帳は何級とか、そのような決まりがあるのかどうか。

もう一つ、子どもの看護休暇ですね、不登校の子を持つ親が対象になるのか。例えば診断書があれば対象になるのかとか、その辺をお願いいたします。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 障害児特例の適用を受ける要件につきましては、具体的な内容を今後、規則の中で規定していく予定でございます。なので、まだ今の時点でこういう形というところは決まってははいないんですけれども、実際に交付されている手帳等を確認して、休暇等の承認をすることになるというふうに考えてございます。

もう一点が、不登校のお子さんの御家庭というところについては、今現在、その対象ということでは考えてございません。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 診断書とかあれば、対象にはなるのではないかとと思うんですが、子の看護休暇の。いかがでしょうか。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 不登校というようなことだけをもって、子の看護ということにはなりませんけれども、今、おっしゃった診断、何らかの疾病等があつてというようなことが証明できるのであれば、子の看護、それで看護が必要だというようなことになるのであれば、対象となる可能性は当然あるというところではございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。障害者の方についても、これから定めるということなので、障害者の保護者もより働きやすくなる環境というか、さらに充実していただけるような規則をつくっていただきたいと思います。

これで最後の質問になるんですけど、子の看護休暇は有給扱いなんですけど、子育ての部分休業、休暇は、無給なのですか。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 部分休業及び子育て部分休暇については、無給ということになっております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 やっぱり無給だと、当然収入の減額になるということなので、自己抑制がかかって、せっかくの制度が利用しにくくなることを懸念します。子育て部分休暇も有給にしていることを考えていただきたいと思います。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 もともと部分休業あるいは子育て部分休暇というものは、長期間あるいは継続的になる場合が多くて、その給与を減額して支給することとしているところでございます。もちろん、我々としても、部分休業あるいは子育て部分休暇が仕事と育児を両立させるために必要な制度であるという考え方は変わりございませんけれども、無給とすることについては、労働しなかった時間には賃金が発生しないという雇用契約の基本原則や公平性の観点からも、その適切さを欠く制度設計とは考えておりません。現状では、部分休業、子育て部分休暇を有給とする考えはございません。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から1点です。

これ前回も議論した、公務員の成り手不足の問題と関連して、幼稚園教諭も無関係じゃないですよ。たしか、まあ、これもういいんです。前に採用試験の推移、倍率の推移とか伺ったと思うんですけど、今回のような柔軟な働き方づくりと、もう一つ併せて、柔軟な採用選考が大事なんじゃないかと思うんですね。

これ参考としてなんですけど、区の職員選考の中で福祉Ⅱ類ってありますね、保育士です。この保育士さんの選考は、来年度から第一次選考の択一試験、いわゆるマークシートの廃止が決定をされました。区として決定をしたということで。これは、受験希望者や学生の切実な声を受けてという英断なんだということを伺っているんですけど、区立幼稚園の場合は、幼稚園の先生たちの場合はいかがでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 幼稚園職員の場合には、特人厚のほうで、それに基づいて選考を行っていますので、我々区としても、それに基づいて選考のほうを引き続き行っていくような形になるというふうに思います。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 文京区も昨年度まで、保育士さんはやはり択一式をやっていたわけですね。特人厚も調べましたら、やっぱりやっているんですね。来年度変わるとかという話も恐らくお聞きじゃないですよと思いますので、要は、幼稚園教諭と保育士の処遇の一体化というのは、前々から議論しているところです。これは、特人厚というか、特別区共通の課題だと思いますので、ぜひ働きかけていただきたい。これはすぐにではなくても、できるだけ早く採用選考の柔軟な選考、保育士と同じような選考の形態で、より多くの方たちが応募いただけるような検討をいただければと思います。

以上です。

○浅川委員長 よろしいですね。はい。

それでは、議案第24号の各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第24号ですが、部分休業等の改正により、育児と仕事の両立を支援するため、幼稚園教職員の部分休業制度を拡充するものでありますので、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第24号、今回の条例改正によりまして、部分休業を取りやすくなるものと思われまして、仕事と育児の両立がさらに進むことを期待いたしまして、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 今回の国の改正内容に上乘せして、区独自に様々な特例を設けたことは、評価したいと思います。

条例改正によって、柔軟な働き方を実現するための個別の制度周知と意向確認が明文化されることで、制度を知らない、あるいは利用を申し出にくいために制度利用をしなかったということがなくなることを期待したいと思います。

また、制度利用の対象者だけでなく、この対象者が部分休業を取得するに当たって、職務的なサポートを行ってくださるような、非対象者の職員に対しても積極的に評価を行って、昇給につなげていくなど、ウィンウィンになるような仕組みで運用していただいて、個別の周知と意向確認の明文化にとどまらずに、全ての幼稚園で、部分休業を申し出やすい風土をさらに醸成することを目指していただきたいと思います。

議案第24号、賛成いたします。

○浅川委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 会計年度任用職員の方たちの部分休業、子育て部分休暇の拡充、また障害児特例

の部分でも、子育て部分休暇、子の看護等休暇の拡充ということで、より多くの方が今まで以上に安心して子育てできる環境づくり、あと子育てと仕事の両立のさらなる充実につながると考えられますので、文京維新は賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○千田委員 今回の改定で特に会計年度の方ですね、正規職員の方と同様に利用できるということと、それとまた障害児特例ということを設定していただき、18歳までそれが利用できるということで、より環境が整ったと思います。なので、議案第24号、共産党、賛成です。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 先ほど申し上げました柔軟な働き方と柔軟な採用選考、これをセットで、幼稚園の先生もより幅広い人材を確保・育成して、より魅力的な仕事にしていきたいということを申し添えまして、議案第24号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第24号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○浅川委員長 その他に入ります。

本会議での委員会報告についてですが、文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会記録については、委員長に一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。

○浅川委員長 それでは、皆様にもこの2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

これもちまして、以上で文教委員会を閉会させていただきます。

午後 4時35分 閉会